

令和3年10月1日から  
位置指定道路の申請に  
手数料が必要となります。

指定・変更



50,000円

廃止



30,000円

※指定道路の一部のみを廃止する場合も含む

令和3年9月30日までに受理通知書の交付を受けた場合でも、  
申請書の提出が令和3年10月1日以降であれば、申請書の提出時に  
手数料が必要です。

問い合わせ先

新潟市 建築部 建築行政課 監察指導係

電話 : 025-226-2845 メール : kenchiku@city.niigata.lg.jp

検索

新潟市 位置指定道路

